

消費者委員会設立準備会参与代表住田裕子弁護士に関する公開質問状

2009年7月9日

全国クレジット・サラ金問題対策協議会
代表幹事 弁護士 木村達也

「消費者庁及び消費者委員会設置法」等関連法に基づいて設置される「消費者委員会」の設立準備会の参与の1名に住田裕子弁護士（元検事）が任命されている。同人は担当大臣より設立準備会参与代表に任じられたと報じられている。また消費者委員長に内定しているかのごとき報道もある。

ところで住田氏と同じく「ふじ合同法律事務所」に所属する弁護士の中には消費者金融プロミスの代理人として訴訟活動を現に行っている者が存在すると理解している。またその他の高利貸金業者の代理人をされていたという報告も伝え聞いている。プロミスはこれまで利息制限法を超過する高金利で貸付を行ってきており、現在も顧客に対して「過払金」の自主的な返還を行おうとしていない。

消費者庁は貸金業法を共管し、多重債務対策も重要な任務と位置付けられている。企業の「違法収益吐き出し」制度について立法作業もなされているところであり、これは消費者庁が担うべき大きな役割の一つであるが、プロミスなどの消費者金融の「過払金」の自主的吐き出しの実現も顧客保護・消費者保護・多重債務救済にとって極めて重要である。その消費者庁と車の両輪となり、消費者庁を監視し、また独自に消費者保護施策を担う消費者委員会の参与が、消費者金融プロミスその他の貸金業者の利益を代弁することはあってはならない。

そこで、住田氏の参与代表選任（あるいは消費者委員長選任）に関連して次のとおり質問をする。

記

1. 住田氏はプロミスと顧問契約を有していたか。また過去において顧問契約を有し、あるいは代理人として訴訟活動をしていたことはあるか。
2. 住田氏所属の「ふじ合同法律事務所」所属弁護士においてプロミスと顧問契約を有している者、あるいは代理人として訴訟活動を行っている者はいるか。いる場合はその人数を明らかにされたい。
3. その他「ふじ合同法律事務所」所属弁護士と貸金業者との顧問契約の有無、訴訟代理人就任の事実の有無についても明らかにされたい。
4. プロミスその他の消費者金融が過払金を顧客に自主的に返還していない現状については是正させることが消費者庁・消費者委員会の任務に含まれると理解しているか否か。

以 上